

第27回柔道整復療養費検討専門委員会

明細書義務化の拡大、償還払いに変更できる事例の追加を論点に

厚生労働省（厚労省）は第27回柔道整復療養費検討専門委員会を1月25日16時から開催した。議題は柔道整復（柔整）療養費の令和6年療養費改定の基本的な考え方（案）について。論点は施術所の明細書交付義務化の対象拡大、患者ごとに受領委任払いから償還払いに変更できる事例の追加とした。いずれも前回の4年改定で導入し、調査結果などを前提に6年改定の際に議論することになっていたもの。

明細書交付の義務化については、現行は明細書発行機能があるレセコンを使用している施術所で常勤職員が3人以上という要件がある。また、明細書を無償で患者に交付した場合、「明細書発行体制加算」として月1回13円を算定できる。義務化対象外の施術所でも届出すれば加算の取得は可能となっていた。

厚労省の調査によると無償交付の届出をした施術所のうち、65・7%が義務化対象施術所で、義務化対象外施術所は34・3%あった。このことから、保険者側は常勤職員の要件撤廃を求め、施術者側は明細書交付に前向きな姿勢を示し、明細書発行加算があることから無償交付する施術所が増えるとの考えを述べた。

一方、自家施術や保険者が繰り返し照会しても回答しない患者や、複数の施術所で同部位の施術を重複し



第27回柔道整復療養費検討専門委員会

て受けている患者は、前回改定で患者ごとに償還払いに変更できる仕組みを導入した。その際に、対象を見送った「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者」を事例に追加するかどうか引き続き議論する。

今年の医科の改定料金で診療報酬が+0・52%のアップとなり、いつも通りなら療養費の改定料金はこの半分程度のアップになる。同省ははいつもより早く6年料金改定に向けた議論を開始したが、例年と同様に6月の料金改定を目指す。